東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成２０年　５月２８日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：１３件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	２号機	蒸気タービン性能検査（油ポンプ自動起動検査）において、検査要領書に誤記（検査記録の設定値）が認められたため、対応検討	D	
2	２号機	主復水器（Ｂ）に「伸縮継手シール水レベル低」の警報発生が認められたため、対応検討	D	
3	２号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（Ｂ）油タンクガス抽出機（１）入口フランジ部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	３号機	屋外起動用変圧器（Ｂ）制御盤（中性点接地抵抗盤）内に水溜まりが認められたため、当該制御盤を点検・修理	D	
5	４号機	非常用ディーゼル発電機（Ｂ）補機冷却系空気冷却器（Ａ－２）点検において、冷却ファン減速機出力軸を損傷（擦り傷）させたため、当該出力軸を修理	C	
6	４号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（Ｂ）油冷却器（Ｂ）冷却水出口温度制御バイパス弁点検において、近接物と干渉し弁上部機構の取り外しが困難である状態が認められたため、対応検討	C	
7	４号機	取水設備スクリーン装置洗浄水弁（３台）浸透探傷検査において、弁体・弁棒・下部フランジに指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
8	4号機	非常用ディーゼル発電機（Ｂ）補機冷却系清水加熱器ポンプ点検において、軸受嵌合部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
9	５号機	循環水ポンプ（Ａ～Ｃ）点検において、交換した自動空気抜弁に不良（図面ミス）が認められたため、対応検討	D	
10	５号機	主タービン潤滑油供給ブースタポンプ点検において、試験用圧力検出孔に閉止プラグが施工されていないことが認められたため、当該孔に閉止プラグを取付及び原因調査	C	
11	５号機	ケーブル中継箱（廃棄物処理建屋地階配管スペース室内）下部より地下水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	６号機	原子炉格納容器漏えい検出系放射線モニタ記録計の紙送り機構に動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	６号機	フロンを使用している蛍光Ｘ線分析装置撤去において、フロンの存在に気付かず処理したことが認められたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・　以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 ＊　安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 ＊　管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合　など ・　原子炉への異物の混入　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	・　計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・　原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・　原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・　圧力抑制室等への異物の混入 ・　原子力発電設備に係る業務における人の障害　　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで